

利用者みなさまへ

袋井市スポーツ政策課 川村佳典

**愛野公園運動施設（野球場・テニスコート・弓道場）、堀越公園多目的広場、  
原野谷川親水公園東側広場の利用に係る利用料について（お知らせ）**

日頃より、市スポーツ施策の推進について、ご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、愛野公園運動施設（野球場・テニスコート・弓道場）、堀越公園多目的広場の利用につきまして、近年の物価高騰などの影響もあり、受益者負担の原則と公平性の確保を目的として、3年ごとに実施している公共施設の使用料・手数料等の定期見直しに伴い、施設の利用料を次のとおり改定します。また、原野谷川親水公園東側広場の利用につきまして、施設の運営にかかる経費、サービス提供に係る経費等を利用する方に新たに負担するよう改定します。

個人利用の料金は、市内に住所を有する者及び市内に所在する事務所、学校等に勤務し、又は就学する者以外が利用する場合は、当該使用料の100分の50に相当する額を加えた額としました。（1.5倍の料金設定）

利用者の皆様には、ご理解いただきますようお願いいたします。

1 対象施設

愛野公園運動施設、堀越公園多目的広場、原野谷川親水公園東側広場

2 料金表

別添のとおり

3 新料金への改正時期

愛野公園運動施設（専用利用）…令和7年4月1日申込分から

愛野公園運動施設（個人利用）…令和7年4月1日利用分から

堀越公園多目的広場 …令和7年4月1日申込分から

原野谷川親水公園東側広場 …令和7年4月1日利用分から

袋井市スポーツ政策課スポーツ施設係

電話：0538-44-3129

FAX：0538-44-3117

Mail：sports@city.fukuroi.shizuoka.jp